

警報発令時の措置について

(2026.6～)

五條市立西吉野農業高等学校教務部

1 「大雨」「河川氾濫」「暴風」等の気象警報（警戒レベル3相当以上）が「五條市北部」に発表されている場合

※五條市北部とは、五條市の大塔町を除く地域です

- ① 午前6時に警報が発表されている場合は臨時休校（家庭学習）とします。
（後刻、警報が解除されてもその日は、臨時休校（家庭学習）となります。）
- ② 登校途中で警報が発表されたことを知った場合は、その時の自己判断により、帰宅するか登校するか安全な方法をとってください。登校・帰宅のどちらも不可能な場合は、安全な場所で待機し危険が去るのを待ってください。なお、「注意報」発表下においては、十分安全を確認して登校してください。
- ③ 学校において授業中警報が発表された場合は学校長が状況を判断し、帰宅するまで危険がないと予想されるときは、注意を与えて、即刻帰宅させます。ただし、遠隔地通学生徒等で帰宅するまでに危険が予想されるときは、職員の指導のもとで危険が去るまで学校で待機させます。
- ④ 「大雨」「河川氾濫」「暴風」等の気象警報が「五條市北部」に発表されていないが、「自分の居住市町村」に発表されている場合は、欠席・遅刻扱いしません。

2 各細分区域内の市町村

県	一次細分区域	二次細分区域	市 町 村
奈良県	北部	北西部	奈良市、大和高田市、大和郡山市、 天理市、橿原市、桜井市、御所市、 生駒市、香芝市、葛城市 生駒郡（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町）、 磯城郡（川西町、三宅町、田原本町）、 高市郡（高取町、明日香村）、 北葛城郡（上牧町、王寺町、広陵町、河合町）
		北東部	宇陀市、山辺郡（山添村）
		五條・北部吉野	五條市北部(五條市の大塔町を除く地域) 吉野郡（吉野町、大淀町、下市町）
	南部	南東部	宇陀郡（曾爾村、御杖村）、 吉野郡（黒滝村、天川村、下北山村、 上北山村、川上村、東吉野村）
		南西部	五條市南部（大塔町に限る） 吉野郡（野迫川村、十津川村）

